

一榮工業株式会社

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

一榮工業株式会社において、女性の就業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づき、女性の活躍できる職場環境の構築推進のために、行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日まで

2. 目標

従業員の女性比率を20%以上とする。また班長以上の女性管理監督者を3名以上とし女性が能力を発揮できる、職務・分野を拡充する。

3. 取り組み内容

1)：女性管理監督者の登用拡大

<実施時期>

- 令和8年4月～ 各部署において将来「管理監督者」になるべく候補者を人選をする
- 令和8年5月～ 候補者の個人別育成計画を立案、研修やOJTで計画的に育成する

2)：女性が働きやすい職場環境／制度の整備を行う

<実施時期>

- 令和8年4月～ 現場女性陣へヒアリングし女性視点での各部署休憩室やトイレのリニューアルを順次実施
- 令和8年4月～ 女性を入れた小集団のチームを作り、女性が働きやすくするために現場作業の改善活動を進める（重量物の扱い・3K職場対策等）
- 令和9年4月～ 入学式や卒業式、授業参観などを配慮したアニバーサリー休暇制度を導入